

プライベートバンキング取引規定集

このプライベートバンキング取引規定集(以下、「本規定集」)は、株式会社SMBC信託銀行(以下「当行」といいます)のプライベートバンキング事業において提供する商品・サービス(以下「プライベートバンキング専用商品」といいます)にかかる取引において適用されます。

プライベートバンキング口座開設規定

当行と、プライベートバンキング専用商品にかかる取引を行う場合は、このプライベートバンキング口座開設規定の他、これに付随する規定類をお客さまが確認し、同意したものととして取扱います。

なお、2022年4月1日以降、お客さまによる預り金口座開設のお申込みはできません。本規定の対象は、プレステシアの預金口座開設とは異なります。

第1条 提出書類

申込の際、当行所定の申込人の概要、本人確認書類ならびに当行との全ての取引に共通して使用する印影(または署名)を提出するものとします。

第2条 反社会的勢力との取引拒絶

この口座開設は、第9条各項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条各項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの口座の開設をお断りするものとします。

第3条 印章紛失等

印章を失ったとき、印章または署名、氏名(社名・代表者)、住所(所在地)その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第4条 後見人等

成年後見人等について、以下の通り当行に届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、直ちに、任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
3. 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合も同様に書面によって当行に届出てください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に書面によって当行に届出てください。

第5条 債務の引落

当行との取引に関して生じた預金者の債務は、すべて預金者の預金から特段の指示なしに引落しできるものとします。弁済すべき債務が預金の支払資金を超えるときは、預金者は当行の指示に従い直ちに不足金を支払うものとします。

第6条 取引に関する法務・免責事項等

1. 当行との取引に関する法務、税務、会計上の問題については、預金者の責任において検討し、必要であれば預金者が専門家に相談するものとします。当行との取引に、天災地変、戦争、法令改正、その他当行の責めに帰すべき事由によらない事情により預金者が損害を被った場合は、当行は一切の責任を負いません。
2. 日本、米国若しくは国際機関等の経済制裁、通商禁止令、その他の法令等または当行所定の規定によって当行との取引が禁止または制限された場合(預金取引について、口座開設や振込あるいは振込金の受入ができない場合や遅延する場合も含みます。)、これ

によって預金者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第7条 協議・管轄裁判所・準拠法

本申込に関して疑義が生じた場合には、預金者は、当行と誠意をもって協議し、解決を図るものとします。本申込または本申込により開設された口座に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とすること、および日本法が適用されることに同意するものとします。

第8条 休眠口座

1. 本申込により当行に開設した預金口座が1年以上の長期にわたり利用がなく、預金者に残高のない場合に、当行がその旨を通知し、通知後2か月以内に預金者の継続意思の表明がなかった場合は、当行は預金者が解約に同意したものと見なし、当該預金口座を解約することができるものとします。
2. この預金口座が、一定の期間、預金者による利用その他の異動がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
3. 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」といいます。)の適用対象となる預金等については、同法における最終異動日等から10年を経過した場合、法令に基づき休眠預金等として取扱います。

第9条 解約

1. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この停止または解約によって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。またこの停止または解約により当行に損害が生じたときには、その損害額をお支払いいただきます。
 - (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他 A から D に準ずる行為

2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに解約されたものとします。ただし、預金者の責めに帰すべからざる事由により延着または到達しなかった場合はこの限りではありません。
 - (1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - (2) この預金口座の名義人が後記第 10 条の 2 第 1 項に違反した場合
 - (3) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - (4) 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記第 9 条の 2 第 1 項もしくは第 2 項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 - (5) 後記第 9 条の 2 第 1 項から第 3 項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されない場合
 - (6) この預金がマネーロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

第 9 条の 2 取引の制限等

1. 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の当行との預金取引の全部または一部を制限することがあります。
2. 当行は、日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者に対し、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって届出を求めることがあります。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の当行との預金取引の全部または一部を制限することがあります。
3. 第 1 項の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネーロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、入金、振込、払戻し等の当行との預金取引の全部または一部を制限することがあります。
4. 第 1 項から第 3 項までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネーロンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

第 10 条 プライベートバンキング専用商品の資金決済口座

1. プライベートバンキング専用商品の約定資金の預け入れ、プライベートバンキング定期預金その他の預金の満期元本・利金の受入れ等の資金決済に使用する口座（以下、「資金決済口座」といいます）は、プレスティア マルチマネー口座普通預金を開設するものとします。ただし、当行がやむを得ないものと認める場合に限り、預り金口座を資金決済口座とする場合があります。
2. 資金決済口座は、プレスティア マルチマネー口座普通預金または

預り金口座のいずれか一方とし、併用はできません。

3. 資金決済口座を預り金口座からプレスティア マルチマネー口座普通預金に変更する場合、当行所定の手続きにより行います。その場合、預り金口座は解約されます。
4. プレスティア マルチマネー口座普通預金から預り金口座への資金決済口座の変更はできません。
5. 資金決済口座を解約する場合、プライベートバンキング専用商品の取引も解約されます。ただし、資金決済口座を預り金口座からプレスティア マルチマネー口座普通預金に変更することに伴う預り金口座の解約の場合はこの限りではありません。

第 10 条の 2 譲渡、買入れの禁止

1. この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、買入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
2. 当行がやむを得ないものと認めて買入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第 11 条 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、預金者の責めに帰すべからざる事由により延着または到達しなかった場合はこの限りではありません。

第 12 条 テレフォンバンキング・サービスおよびファクシミリ・サービス

預金者がテレフォンバンキング・サービスもしくはファクシミリ・サービスのいずれか一方あるいは両方の申込みを行っている場合には、この規定の定めに加え、テレフォンバンキング・サービス規定もしくはファクシミリ・サービス規定の定めに従うものとします。

第 13 条 代理人取引

1. 代理人による取引を行う場合には、別途、当行所定の代理人届の提出により行うものとします。なお、法令の定めにより、当該代理権は、以下の場合に消滅いたします。
 - (1) 本人が死亡した場合
 - (2) 代理人の死亡または代理人が破産手続開始の決定もしくは後見開始の審判を受けた場合
 - (3) 本人が代理人を解任または変更した場合
2. 代理人による取引において、以下の取引およびその他、当行が本人との確認が必要と判断する取引については、代理人による取引はできないものとします。この場合、別途、当行が本人の意思確認を行った上で、取引を行うものとします。
 - (1) 融資取引
 - (2) 信託契約の締結および契約の変更（当行がやむを得ないものと認めて承諾する場合を除く。）

第 14 条 規定の変更等

1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、お客さまへの事前の通知により、または店頭表示、ウェブサイトでの表示もしくはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、通知または公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上、プライベートバンキング口座開設規定は、2022 年 2 月 21 日より適用します。

預り金規定

本規定は、預り金口座をお持ちのお客さまに適用されます。なお、2022年4月1日以降、お客さまによる預り金口座開設のお申込みはできません。

第1条 預り金

当行とのお取引に関して、円貨または外貨をお預りする場合は「預り金」とし、いつでも引き出すことが可能です。ただし、この預り金につき残高等をお知らせするときは「当座預金」と表示いたします。円貨の預り金は、預金保険法の適用を受けた決済用預金となります。

第2条 反社会的勢力との取引拒絶

この預り金取引は、第15条第2項各号および第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。

第3条 外貨の受入れ

この預り金口座へ入金できる外貨は、当行所定の通貨のみとします。

第4条 預け入れ

この預り金口座への入金は、原則として為替による振込または口座振替によるものとし、現金の受け入れはいたしません。

第5条 証券類の受入れ

1. 原則として、手形、小切手、配当金領収書等の証券類での受け入れはいたしません。ただし、当行の判断により、当該手形、小切手、配当金領収書等の証券類が直ちに取立でき、所定の本人確認手続きができるものは受入れる場合があります。
2. 前項但書の場合、手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。また、証券類のうち、裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
3. 第1項但書により手形、小切手を受入れるときは、複記の如何にかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
4. 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、当行所定の取立手数料をいただきます。

第6条 振込金の受入れ

1. この預り金口座には、為替による振込金を受け入れます。
2. この預り金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第7条 受入れ証券類の決済、不渡り

1. 第5条第1項但書により受入れた証券類は、不渡返還時限の経過後その決済を確認した上でなければ、受入れた証券類の金額にかかる預り金の運用や払戻しはできません。
2. 受入れた証券類が不渡りとなったときは預り金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、その金額を預り金口座から引落とし、その証券類は当行所定の方法で返却します。
3. 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

第8条 払戻請求

1. 預り金の払戻しは、原則として為替による振込または口座振替によるものとし、現金の払い戻しはいたしません。
2. 預り金を払い戻すときは、当行所定の方法によって届出てください。
3. 前項の払戻しに加え、当該預り金の払戻しを受けることについて

正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

4. 外貨による払戻請求が、当該通貨の外国為替市場の休日であった場合、当該外国為替市場の翌営業日（かつ当行の営業日）でのお取扱いとなります。

第9条 外貨の払戻し

預り金の通貨と異なる種類の通貨での払い戻しはいたしません。

第10条 利息

預り金には利息をつけません。

第11条 届出事項の変更

1. 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
2. 印章を失った場合この預り金の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
3. この預り金取引を行う際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届出てください。

第12条 印鑑照合

依頼書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いました上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。当行との取引に関して届出の代理人の印鑑または署名についても同様とします。

第13条 通帳・証書の不発行

預り金に関し通帳または証書は発行しません。当行はこの預り金の残高について定期的に当行所定の方法により報告します。

第14条 譲渡、買入等の禁止

1. この預り金、預り金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、買入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
2. 当行がやむを得ないものと認めて買入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第15条 解約

1. 預り金口座を解約するときは、当行所定の方法により届出てください。この預り金口座から支払うべき債務のないことを確認した後に解約いたします。
2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預り金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預り金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに解約されたものとします。ただし、預金者の責めに帰すべからざる事由により延着または到達しなかった場合はこの限りではありません。
 - (1) この預り金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預り金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - (2) この預り金の預金者が前条第1項に違反した場合
 - (3) この預り金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、また

はそのおそれがあると認められる場合

- (4) 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記第 15 条の 2 第 1 項もしくは第 2 項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
 - (5) 後記第 15 条の 2 第 1 項から第 3 項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されない場合
 - (6) この預金がマネーロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
3. この預り金が、一定金額以内の口座で、一定の期間、預金者による利用がない場合には、当行はこの預り金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預り金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
 4. 前 2 項により、この預り金口座が解約され残高がある場合、またはこの預り金取引が停止されその解除を求める場合には、当行所定の方法により申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
 5. 第 2 項および第 3 項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預り金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預り金口座を解約することができるものとします。なお、この停止または解約によって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。またこの停止または解約により当行に損害が生じたときには、その損害額をお支払いいただきます。
 - (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為
 6. 前各項によりこの預り金口座が解約されたときに預金者が当行において預り金取引を行っている場合には、この預り金口座解約時に当然に当行との間の預り金取引は全て解約されるものとします。

第 15 条の 2 取引の制限等

1. 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握

するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

2. 当行は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者に対し、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって届出を求めることがあります。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
3. 第 1 項の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネーロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
4. 第 1 項から第 3 項までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネーロンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

第 16 条 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、預金者の責めに帰すべからざる事由により延着または到達しなかった場合はこの限りではありません。

第 17 条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. この預り金のうち円貨の預り金は、預金保険法の対象です。
2. この預り金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したもとして相殺することができます。ただし、信託勘定における債務はこの限りではありません。なお、この預り金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
3. 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定の上、直ちに当行に提出するものとします。ただし、この預り金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - (3) 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
4. 第 2 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
5. 第 2 項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

6. 第2項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第18条 テレフォンバンキング・サービスおよびファクシミリ・サービス

預金者がテレフォンバンキング・サービスもしくはファクシミリ・サービスのいずれか一方あるいは両方の申込みを行っている場合には、この規定の定めに加え、テレフォンバンキング・サービス規定もしくはファクシミリ・サービス規定の定めに従うものとします。

第19条 代理人

代理人による取引を行う場合には、別途、当行所定の代理人届の提出により行うものとします。なお、法令の定めにより、当該代理権は、以下の場合に消滅いたします。

- (1) 本人が死亡した場合
- (2) 代理人の死亡または代理人が破産手続開始の決定もしくは後見開始の審判を受けた場合
- (3) 本人が代理人を解任または変更した場合

第20条 規定の変更等

1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、預金者への事前の通知により、または店頭表示、ウェブサイトでの表示もしくはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、通知または公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上、預り金規定は、2022年2月21日より適用します。

預り金規定附則

預り金規定に対する附則として、以下のとおり定めます。本附則は、預り金規定の一部を構成します。

第1条 休眠預金等活用法に係る異動事由

1. 当行は、この預金のうち円貨の預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。
 - (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利息の支払に係るものを除きます。）
 - (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、）
 - (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
 - (4) 預金者等からの残高の確認があったこと（当行が把握できる方法に限り、）
 - (5) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる方法に限り、）
 - (6) 預金者等からこの預金について借入金の返済に利用する旨の

- 申し出があったこと（当行が把握できる方法に限り、）
- (7) 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと
 - (a) 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
 - (b) この預金の種別
 - (c) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - (d) この預金の名義人の氏名または名称
 - (e) この預金の元本の額
2. 当行は、この預金のうち休眠預金等活用法の適用対象とならない預金等の異動について、前項（第3号を除く）を準用するものとし、以下を追加します。
 - (8) この預金のうち他の預金について前項各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

第2条 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

1. この預金のうち円貨の預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - (1) 前条（休眠預金等活用法に係る異動事由）に掲げる異動が最後にあった日
 - (2) 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - (3) 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
 - (4) この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - (1) 預入期間、計算期間または償還期間の末日
 - (2) 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと：当該支払停止が解除された日
 - (3) この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと：当該手続が終了した日
 - (4) 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、）：当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
3. 当行はこの預金のうち休眠預金等活用法の適用対象とならない預金について、最終異動日等とはプライベートバンキング口座開設規定第8条第2項でいう休眠口座に該当するまでの期間の起算点となる日をいい、最終異動日等については、第1項および第2項を準用します。ただし、第1項第1号、第3号、第4号は以下のとおり読み替え、第5号を追加します。
 - (1) 前段（休眠預金等活用法に係る異動事由）に掲げる異動のうち、休眠預金等活用法の適用対象とならない預金について、異動として取扱う事由が最後にあった日
 - (3) 当行が預金者等に対して休眠口座となる通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、

す。

- (4) この預金口座が開設された日
- (5) この預金のうち他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと: 他の預金に係る最終異動日等

第3条 休眠預金等代替等に関する取扱い

1. この預金のうち円貨の預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
2. 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - (1) この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利息の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - (2) この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、)
 - (3) この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - (4) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
4. 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - (1) 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - (2) この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - (3) 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上、預り金規定附則は、2022年2月21日より適用します。

プライベートバンキング円定期預金規定

第1条(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金取引は、第10条第6項各号のいずれにも該当しない場合に利用ことができ、第10条第6項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金取引をお断りするものとします。

第2条(預金の受入れ)

- この預金の受入れは、当行が別段の取扱いを認めた場合を除き、資金決済口座からの振替によって行います。預金者は、この預金への預入通貨と同通貨の金額(以下「預入資金」という。)を、預入日(預金開始日)までに、資金決済口座に用意するものとします。現金による受入れは一切いたしません。
- 手形、小切手、配当金領収書等の証券類での受け入れは一切いたしません。

第3条(利息)

- この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じ。)から満期日の前日までの日数および預入時に約定した利率(継続後の預金については継続時における当行所定の利率。以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。ただし、利息をあらかじめ指定された日(以下「指定日」という。)ごとに分割して支払うこの預金については、次の方法により利息を支払います。
 - 預入日の翌日以降到来する最初の指定日を第1回中間払日とし、以下満期日の前日までの間に到来する指定日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および預入時に約定した中間払利率によって計算した中間払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部として、各中間払日にあらかじめ指定された方法により支払います。
 - 中間払利息(中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は満期日にこの預金とともに支払います。
- 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、この預金は、満期日以降は付利しません。
- この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

第4条(譲渡、質入れの禁止)

- この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- 当行がやむを得ないものと認めて質入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第5条(満期時、解約時の取扱い)

- この預金は、満期日に利息とともに支払います。
- 満期日前の解約は原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合は、当行所定の方法によって届出てください。この場合、その利息は解約日の前日までの日数および解約日における当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日)が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と当行所定の利率による利息との差額を清算します。

第5条の2(預入資金不足時の取扱い)

- この預金への預入資金が不足する場合(差押等により預入資金が不足する場合も含まれますが、これに限りません。以下、同じ。)、当行はお客さまに対して、資金決済口座にこの預金の預入のために不足している金額の入金(以下「預入資金不足の解消」という。)を依頼します。
- 預入資金不足の解消が、当行が定めるこの預金の約定時限に間に合わないと当行が判断した場合、あるいは預入資金不足の解消のお客さま意思が確認できない場合、当行は預金者名義の当行預金口座から預入資金不足の解消に必要な金額を引き落とし当該預入資金に充当することができるものとします。この場合、払戻し請求書の提出等による当行に対する支払指図を省略することができるものとします。

第6条(通帳・証書の不発行)

この預金に関し通帳または証書は発行しません。当行はこの預金の残高について定期的に当行所定の方法により報告します。

第7条(届出事項の変更)

- 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- 印章を失った場合この預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- この預金取引を行う際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行うことがあります。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届出てください。

第8条(印鑑照合)

依頼書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いしました上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第9条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- この預金は、預金保険法の対象です。なお、預金保険の保護の範囲は、1金融機関ごとに1預金者当たり元本1,000万円までとその利息等となります。
- この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したのとして相殺することができます。ただし、信託勘定における債務はこの限りではありません。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定の上、直ちに当行に提出するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 第2項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとしま

す。

- (1) この預金の利息については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
5. 第2項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
6. 第2項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第10条(自動継続型定期預金に関する規定)

1. この預金は、満期日に前回と同一の期間の預金として自動的に継続されるものとします。この場合、継続された預金の満期日は、前回の満期日から上記期間経過した日(当行の休業日に当たるときは翌営業日。ただし、当行の休業日が月末に当たるときは前営業日。)とします。再継続された預金についても同様とします。ただし、当行は一定の預入期間のこの預金について自動継続の取扱いをしないものとすることができます。
2. 満期到来時の継続方法(再継続を含む)については、元金および税引後利息の合計または元金のみをいずれかをあらかじめ指定していただきます。指定のない場合は元金および税引後利息の合計金額を継続された預金の元本とします。
3. この預金の継続後の利率は、当行所定の利率とします。
4. 継続を停止するときは、満期日(継続された預金についてはその満期日)前までにその旨を当行所定の方法により申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以降に資金決済口座に振り込みます。
5. 満期日以前に当行に対し相続開始の通知があった場合においても、法定相続人全員(あるいはそれらから授權された者を含む)により第4項に定める手続きを行わない限り、この預金は満期日に自動的に継続します。
6. 第4項のほか、次の各号の一にでも該当し、この預金を継続することが不適切である場合には、当行はこの継続を停止することができるものとします。この場合、この預金は満期日以降に資金決済口座に振り込みます。なお、この継続の停止によって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、この継続の停止により当行に損害が生じたときには、その損害額をお支払いいただきます。
 - (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与す

- るなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為

第11条(通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、預金者の責めに帰すべからざる事由により延着または到達しなかった場合はこの限りではありません。

第12条(準拠法・管轄裁判所)

この規定の解釈は日本法によって行われるものとし、万一この預金ならびにこの規定に関し紛争が発生したときは、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。

第13条(変更後の規定の適用)

この規定を変更した場合、変更後に預入れまたは継続されたこの預金に、変更後の規定が適用されるものとします。また、変更前に預入れまたは継続された満期日が未到来の預金にも、変更後の規定が適用されることがあります。

第14条(仕組預金)

仕組預金については、別途個別に約定締結していただきます。

第15条(テレフォンバンキング・サービスおよびファクシミリ・サービス)

預金者がテレフォンバンキング・サービスもしくはファクシミリ・サービスのいずれか一方あるいは両方の申込みを行っている場合には、この規定の定めに加え、テレフォンバンキング・サービス規定もしくはファクシミリ・サービス規定の定めに従うものとします。

第16条(代理人)

代理人による取引を行う場合には、別途、当行所定の代理人届の提出により行うものとします。なお、法令の定めにより、当該代理権は、以下の場合に消滅いたします。

- (1) 本人が死亡した場合
- (2) 代理人の死亡または代理人が破産手続開始の決定もしくは後見開始の審判を受けた場合
- (3) 本人が代理人を解任または変更した場合

第17条(規定の変更等)

1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、預金者への事前の通知により、または店頭表示、ウェブサイトでの表示もしくはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、通知または公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上、プライベートバンキング円定期預金規定は、2022年2月21日より適用します。

プライベートバンキング円定期預金規定附則

プライベートバンキング円定期預金規定に対する附則として、以下のとおり定めます。本附則は、プライベートバンキング円定期預金規定の一部を構成します。

第1条(休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利息の支払に係るものを除きます。)
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限り。)
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの残高の確認があったこと(当行が把握できる方法に限り。)
- (5) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと(当行が把握できる方法に限り。)
- (6) 預金者等からこの預金について借入金の返済に利用する旨の申し出があったこと(当行が把握できる方法に限り。)
- (7) 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと
 - (a) 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
 - (b) この預金の種別
 - (c) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - (d) この預金の名義人の氏名または名称
 - (e) この預金の元本の額

第2条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

1. この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - (1) 前条(休眠預金等活用法に係る異動事由)に掲げる異動が最後にあった日
 - (2) 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - (3) 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り。)
 - (4) この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - (1) 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - (2) 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと:当該支払停止が解除され

た日

- (3) この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと:当該手続が終了した日
- (4) 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り。):当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日

第3条(休眠預金等代替金に関する取扱い)

1. この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづくこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
2. 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - (1) この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利息の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - (2) この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
 - (3) この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - (4) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
4. 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - (1) 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - (2) この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - (3) 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第4条(明細書等の表記方法)

この預金について、取引明細書等への表記は、「プライベートバンキング円定期預金」以外に、「プライベートバンキング定期預金」、「PB定期預金」等とする場合があります。

以上、プライベートバンキング円定期預金規定附則は、2022年2月21日より適用します。

プライベートバンキング外貨定期預金規定

第1条(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金取引は、第12条第6項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第6項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金取引をお断りするものとします。

第2条(取扱日)

この預金は、当行の営業日であっても当該通貨の外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れまたは払戻しはできません。開始日について、当該通貨の外国為替市場の休日を指定された預金の申込みについては、当該外国為替市場の翌営業日でのお取扱いとなります。この場合、期間の指定されている預金については、前記の開始日の変更に応じて、満期日も自動的に変更するお取扱いとなります。また、払戻しについても、払戻日が当該通貨の外国為替市場の休日に該当する場合には、当該外国為替市場の翌営業日での払戻しとなります。

第3条(預金の預入れ)

- この預金の預入れは、当行が別段の取扱いを認めた場合を除き、同一通貨の資金決済口座からの振替によって行います。預金者は、この預金への預入通貨と同通貨の金額を、預入日(預金開始日)までに、資金決済口座に用意するものとします。
- この預金への預入れは、この預金の通貨の100通貨単位を1口の最低金額とします。

第4条(預金の払戻し)

この預金の払戻しは、当行が別段の取扱いを認めた場合を除き、同一通貨の資金決済口座への振替によって行います。

第5条(利息)

- この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じです。)から満期日の前日までの日数および預入時に約定した利率(継続後の預金については継続時における当行所定の利率。以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。ただし、利息をあらかじめ指定された日(以下「指定日」という。)ごとに分割して支払うこの預金については、次の方法により利息を支払います。
 - 預入日の翌日以降到来する最初の指定日を第1回中間払日とし、以下満期日の前日までの間に到来する指定日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および預入時に約定した中間払利率によって計算した中間払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部として、各中間払日にあらかじめ指定された方法により支払います。
 - 中間払利息(中間払利息が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は満期日にこの預金とともに支払います。
- 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、この預金は、満期日以降は付利しません。
- この預金の付利単位は1補助通貨単位とし、1年を365日として日割りで計算します。

第6条(譲渡、買入れの禁止)

- この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、買入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- 当行がやむを得ないものと認めて買入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第7条(満期時、解約時の取扱い)

- この預金は、満期日に利息とともに支払います。
- 満期日前の解約は原則としてできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めて、満期日前の解約に応じた場合には、当行に発生する解約コストは、お客さまにご負担いただきます。なお、満期日前に解約する場合は、当行所定の方法によって届出てください。この場合、その利息は預入日から解約の前日までの期間について1年を365日として、当行所定の利率によって日割計算し、この預金とともに、同一通貨の資金決済口座に振替入金する方法により支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と当行所定の利率による利息との差額を清算します。

第7条の2(預入資金不足時の取扱い)

- この預金への預入資金が不足する場合(差押等により預入資金が不足する場合も含まれますが、これに限りません。以下、同じ。)、当行はお客さまに対して、資金決済口座にこの預金の預入のために不足している金額の入金(以下「預入資金不足の解消」という。)を依頼します。
- 預入資金不足の解消が、当行が定めるこの預金の約定時限に間に合わないと当行が判断した場合、あるいは預入資金不足の解消のお客さま意思が確認できない場合、当行は預金者名義の当行預金口座から預入資金不足の解消に必要な金額を引き落とし当該預入資金に充当することができるものとします。この場合、払戻し請求書の提出等による当行に対する支払指図を省略することができるものとします。
- 預入資金不足の解消がされずこの預金が開始されない場合、反対取引あるいは取引清算のために必要となる清算費用が発生する場合があります。清算費用が発生した場合、お客さまにご負担いただく可能性があります。当行は、お客さまへ通知・照会をすることなく、清算金額を預金者名義の当行預金口座から引き落とし当該清算費用に充当することができるものとします。

第8条(通帳・証書の不発行)

この預金に関し、通帳または証書は発行しません。当行は、この預金の残高について定期的に当行所定の方法により報告します。

第9条(届出事項の変更)

- 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- 印章を失った場合この預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- この預金取引を行う際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行うことがあります。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届出てください。

第10条(印鑑照合)

依頼書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いしました上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第11条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- この預金は、預金保険法の対象ではありません。
- この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と

相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものと
して相殺することができます。ただし、信託勘定における債務はこの
限りではありません。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務
を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が
保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定
されている場合にも同様の取扱いとします。

3. 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある
場合には充当の順序方法を指定の上、直ちに当行に提出し
てください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、
当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である
場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法
により充當いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある
場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等
を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
4. 第2項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) この預金の利息については、その期間を相殺通知が当行に到着
した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものと
します。
 - (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算につい
ては、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利
率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を
期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについ
ては当行の定めによるものとします。
5. 第2項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算
実行時の相場を適用するものとします。
6. 第2項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手
続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。た
だし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制
限がある場合においても相殺することができるものとします。

第12条(自動継続型外貨定期預金に関する規定)

1. この預金は、満期日に前回と同一の通貨および同一の期間の預金
として自動的に継続されるものとします。この場合、継続された預金
の満期日は、前回の満期日から上記期間経過した日(当行の休業
日もしくは当該通貨の外国為替市場が閉鎖している日にあたるとき
は翌営業日。ただし、当行の休業日もしくは当該通貨の外国為替市
場が閉鎖している日が月末に当たるときは前営業日。)とします。再
継続された預金についても同様とします。ただし、当行は一定の預
入期間のこの預金について自動継続の取扱いをしないものとす
ることができます。
2. 満期到来時の継続方法(再継続を含む)については、元金および税
引後利息の合計または元金のみをいずれかをあらかじめ指定して
いただきます。指定のない場合は元金および取引後利息の合計の
金額を継続された預金の元本とします。
3. この預金の利息は、1補助通貨単位を付利単位として、預入時に決
定した預入期間、利率に基づき、当行所定の手続に従って計算し
ます。また、継続された預金の利息は、当行所定の利率および預入
時に決定した預入期間に基づき、当行所定の手続に従って計算し
ます。
4. 継続を停止するときは、満期日前までにその旨を当行所定の方法
により申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満
期日以降に資金決済口座に振り込みます。
5. 満期日以前に当行に対し相続開始の通知があった場合においても、
法定相続人全員(あるいはそれらから授權された者を含む)により
第4項に定める手続を行わない限り、この預金は満期日に自動的
に継続します。

6. 第4項のほか、次の各号の一にでも該当し、この預金を継続するこ
とが不適切である場合には、当行はこの継続を停止することができ
るものとします。この場合、この預金は満期日以降に資金決済口座
に振り込みます。なお、この継続の停止によって生じた損害につい
ては、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。ま
た、この継続の停止により当行に損害が生じたときには、その損害
額をお支払いいただきます。
 - (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申
告をしたことが判明した場合
 - (2) 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5
年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会
屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、そ
の他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に
該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有す
ること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる
関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または
第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力
団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与す
るなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等
と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも
該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行
為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用
を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

第13条(通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送し
た場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきとき
に到達したものとみなします。ただし、預金者の責めに帰すべからざる
事由により延着または到達しなかった場合はこの限りではありません。

第14条(準拠法・管轄裁判所)

1. この規定の解釈は日本法によって行われるものとし、万一この預金
ならびにこの規定に関し紛争が発生したときは、東京地方裁判所を
専属的管轄裁判所とします。
2. この預金の取引は、この規定のほか、外国為替および外国貿易法
ならびに同法に基づく命令、規則等に從います。また、この預金は、
預金保険法の対象ではありません。

第15条(変更後の規定の適用)

この規定を変更した場合、変更後に預入れまたは継続されたこの預金
に、変更後の規定が適用されるものとします。また、変更前に預入れま
たは継続された満期日が未到来の預金にも、変更後の規定が適用され
ることがあります。

第16条(仕組預金)

仕組預金については、別途個別に約定締結していただきます。

第17条(テレフォンバンキング・サービスおよびファクシミリ・サービス)

預金者がテレフォンバンキング・サービスもしくはファクシミリ・サービスのいずれか一方あるいは両方の申込みを行っている場合には、この規定の定めに加え、テレフォンバンキング・サービス規定もしくはファクシミリ・サービス規定の定めに従うものとします。

第18条(代理人)

代理人による取引を行う場合には、別途、当行所定の代理人届の提出により行うものとします。なお、法令の定めにより、当該代理権は、以下の場合に消滅いたします。

- (1) 本人が死亡した場合
- (2) 代理人の死亡または代理人が破産手続開始の決定もしくは後見開始の審判を受けた場合
- (3) 本人が代理人を解任または変更した場合

第19条(規定の変更等)

1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、預金者への事前の通知により、または店頭表示、ウェブサイトでの表示もしくはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、通知または公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上、プライベートバンキング外貨定期預金規定は、2022年2月21日より適用します。

プライベートバンキング外貨定期預金規定附則

プライベートバンキング外貨定期預金規定に対する附則として、以下のとおり定めます。本附則は、プライベートバンキング外貨定期預金規定の一部を構成します。

第1条(休眠口座に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
- (3) 預金者等からの残高の確認があったこと(当行が把握できる方法に限り。)
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと(当行が把握できる方法に限り。)
- (5) 預金者等からこの預金について借入金の返済に利用する旨の申し出があったこと(当行が把握できる方法に限り。)
- (6) 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと
 - (a) 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
 - (b) この預金の種別
 - (c) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - (d) この預金の名義人の氏名または名称
 - (e) この預金の元本の額
- (7) この預金の他の同種預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

第2条(休眠口座に係る最終異動日等)

1. この預金について、最終異動日等とはプライベートバンキング口座開設規定第8条第2項でいう休眠口座に該当するまでの期間の起算点となる日をいい、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとし

ます。

- (1) 前条(休眠口座に係る異動事由)に掲げる異動が最後にあった日
 - (2) 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - (3) 当行が預金者等に対して休眠口座となる通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り。)
 - (4) この預金口座が開設された日
2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - (1) 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - (2) 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと:当該支払停止が解除された日
 - (3) この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと:当該手続が終了した日
 - (4) 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り。):当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日
 - (5) この預金の他の同種預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと:他の預金に係る最終異動日等

第3条(明細書等の表記方法)

この預金について、取引明細書等への表記は、「プライベートバンキング外貨定期預金」以外に、「プライベートバンキング定期預金」、「PB定期預金」等とする場合があります。

以上、プライベートバンキング外貨定期預金規定附則は、2022年2月21日より適用します。

為替特約付円定期預金規定

第1条(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金取引は、プライベートバンキング口座開設規定および預り金規定における反社会的勢力との取引拒絶の定めに該当しない場合に利用することができ、この取引拒絶の定めに該当する場合には、当行はこの預金取引をお断りするものとします。

第2条(預金の受入れ)

- この預金は、別途定める預入日に当行所定の手続に従い元金の全額を為替特約付円定期預金として預け入れられるものとし、当行が別段の取扱いを認めた場合を除き、当行資金決済口座からの振替によって行います。現金による受入れは一切いたしません。
- 手形、小切手、配当金領収書等の証券類での受け入れは一切いたしません。

第3条(利息)

- この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入時に約定した利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。
- この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

第4条(払戻方法)

満期日の円建て元金は円貨で払い戻します。ただし、満期時点の円建て元金が第9条により相対通貨に転換される場合、相対通貨建ての金額を相対通貨で払い戻します。なお、利息は円貨で払い戻します。

第5条(カバー取引)

- 第9条に定める転換特約を可能にするため、当行は、市場において通貨オプション取引またはそれらの内部取引(以下、両取引を「カバー取引」という。)を行います。
- カバー取引の成立をこの預金取引開始の停止条件とします。

第6条(譲渡、買入れの禁止)

- この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、買入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- 当行がやむを得ないものと認めて買入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第7条(中途解約)

満期日前の中途解約はできません。当行がやむを得ないものと認め、この預金の中途解約に同意する場合には、中途解約時の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。さらに、第8条に定める約定の不履行による清算金的一切を、解約時点でお客さまにご負担いただきます。

第8条(約定の不履行による損害等の負担)

- 預金者は、満期日までの間、この預金の約定内容の変更はできません。万一、約定が履行されない場合、もしくは約定内容を変更する場合には、約定の解除または約定内容の変更に伴う清算金として、当行が第5条に定めるカバー取引の解除または変更のために支払う(または想定される)コストを当行にお支払いいただきます。
- 前項の清算金(当行がこの預金に関連する反対売買に要するコストを含みますが、それに限られません)の計算方法等について、以下のとおりとします。
 - 当行が上記反対売買に要するコストを計算するものとします。
 - コストを計算する場合、当行がこの預金と同条件の取引を通貨

オプション市場において行う場合に適用される為替相場などの市場水準、および計算方法を用いるものとします。

- 当行は前項により預金者が当行に支払うべき清算金を、当行における預金者名義の資金決済口座およびこの預金から当行所定の方法により引き落とすことができるものとします。この場合、預り金規定、プレステアの預金口座取引一般規約の定めに係わらず、払戻し請求書の提出等による当行に対する支払指図を省略し、また満期日以前でも預金者名義の預金口座から引き落とすことができるものとします。

第8条の2(預入資金不足時の取扱い)

- この預金への預入資金が不足する場合(差押等により預入資金が不足する場合も含まれますが、これに限りません。以下、同じ。)、当行はお客さまに対して、資金決済口座にこの預金の預入のために不足している金額の入金(以下「預入資金不足の解消」という。)を依頼します。
- 預入資金不足の解消が、当行が定めるこの預金の約定時限に間に合わないと当行が判断した場合、あるいは預入資金不足の解消のお客さま意思が確認できない場合、当行は預金者名義の当行預金口座から預入資金不足の解消に必要な金額を引き落とし当該預入資金に充当することができるものとします。この場合、払戻し請求書の提出等による当行に対する支払指図を省略することができるものとします。
- 預入資金不足の解消がされずこの預金が開始されない場合、第8条に従い約定の不履行として取扱いいたします。

第9条(相対通貨への転換特約)

- 別途定める判定日の東京時間午後3時時点の市場実勢が替レートが特約レートと同じか、または円高・相対通貨安の場合、この預金の満期日に、円建て元金は特約レートにより相対通貨に転換され、相対通貨建ての金額が入金されるものとします。
- 別途定める判定日の東京時間午後3時時点の市場実勢が替レートが特約レートよりも円安・相対通貨高になった場合、この預金の満期日に、円建て元金が入金されるものとします。

第10条(通帳・証書の不発行)

この預金に関し通帳または証書は発行しません。当行はこの預金の残高について定期的に当行所定の方法により報告します。

第11条(届出事項の変更)

- 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- 印章を失った場合この預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- この預金取引を行う際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行うことがあります。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届出てください。

第12条(印鑑照合)

諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いしました上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

第13条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- この預金は、預金保険法の対象です。満期時に受取通貨が円にな

った場合は、満期以降も預金保険の対象となります。なお、預金保険の保護の範囲は、1金融機関ごとに1預金者当たり元本1,000万円までとその利息となります。ただし、この預金については、保険事故発生時に当行の保有するオプション権は消滅し、お預け入れ時点から満期日までの期間以下で預入期間が最も近い通常の円定期預金に適用する金利を約定金利とするこの預金と同一金額の円定期預金をお預け入れ当初からお預かりしたものとしてお取扱いいたします。満期時にこの預金の元本を外貨で受領し、指定の資金決済口座に入金した後は、預金保険の対象外となります。

2. この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものと相殺することができます。ただし、信託勘定における債務はこの限りではありません。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
3. 前項により相殺する場合には、次の手順によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定の上、直ちに当行に提出するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
4. 第2項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) この預金の利息については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は預入日における通常の円定期預金(本預金と同一の期間および金額)の利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
5. 第2項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
6. 第2項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第14条(預金の相殺)

この規定に別途定めるものを除き、預金者または当行が、預金者の当行に対する借入金等の債務とこの預金の債務とを相殺する場合、この預金の元金から第8条に定める清算金を差し引いた金額をもって相殺するものとします。

第15条(通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、預金者の責めに帰すべからざる事由により延着または到達しなかった場合はこの限りではありません。

第16条(準拠法・管轄裁判所)

1. この規定の解釈は日本法によって行われるものとし、万一この預金

ならびにこの規定に関し紛争が発生したときは、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。

2. この預金の取引は、この規定のほか、外国為替および外国貿易法ならびに同法に基づく命令、規則等に従います。

第17条(変更後の規定の適用)

この規定を変更した場合、変更後に預入れされたこの預金に、変更後の規定が適用されるものとします。また、変更前に預入れされた満期日が未到来の預金にも、変更後の規定が適用されることがあります。

第18条(テレフォンバンキング・サービスおよびファクシミリ・サービス)

預金者がテレフォンバンキング・サービスもしくはファクシミリ・サービスのいずれか一方あるいは両方の申込みを行っている場合には、この規定の定めに加え、テレフォンバンキング・サービス規定もしくはファクシミリ・サービス規定の定めに従うものとします。

第19条(代理人)

代理人による取引を行う場合には、別途、当行所定の代理人届の提出により行うものとします。なお、法令の定めにより、当該代理権は、以下の場合に消滅いたします。

- (1) 本人が死亡した場合
- (2) 代理人の死亡または代理人が破産手続開始の決定もしくは後見開始の審判を受けた場合
- (3) 本人が代理人を解任または変更した場合

第20条(口座開設規定等の適用) <削除>

第21条(リスク説明)

1. 預金者は、この預金取引の仕組みおよびリスクについて、当行から詳しい説明を受け、これを了解したうえで、自己の責任と判断においてのみこの預金契約を申し込むものとします。
2. 預金者は、個別の預金取引の仕組みおよびリスクについて、個別の取引内容に関する確認をもって確認するものとします。

第22条(規定の変更等)

1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、預金者への事前の通知により、または店頭表示、ウェブサイトでの表示もしくはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、通知または公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上、為替特約付円定期預金規定は、2022年2月21日より適用します。

為替特約付外貨定期預金規定

第1条(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金取引は、プライベートバンキング口座開設規定および預り金規定における反社会的勢力との取引拒絶の定めが該当しない場合に利用することができ、この取引拒絶の定めが該当する場合には、当行はこの預金取引をお断りするものとします。

第2条(取扱日)

この預金は、当行の営業日であっても預入れまたは払戻しに係る通貨の外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れまたは払戻しはできません。なお、払戻しについては、払戻日が当該通貨の外国為替市場の休日に該当する場合には、当該外国為替市場の翌営業日での払戻しとなります。

第3条(預金の預入れ)

この預金は、別途定める預入日に当行所定の手続に従い元金の全額を為替特約付外貨定期預金として預け入れられるものとし、当行が別段の取扱いを認めた場合を除き、同一通貨の資金決済口座からの振替によって行います。

第4条(利息)

- この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入時に約定した利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。
- この預金の付利単位は1補助通貨単位とし、1年を365日として日割りで計算します(補助通貨単位未満は四捨五入)。

第5条(払戻方法)

満期日の預入通貨建て元金は預入通貨で払い戻します。ただし、満期時点の預入通貨建て元金が第10条により相対通貨に転換される場合、相対通貨建ての金額を相対通貨で払い戻します。なお、利息は預入通貨で払い戻します。

第6条(カバー取引)

- 第10条に定める転換特約を可能にするため、当行は、市場において通貨オプション取引またはそれらの内部取引(以下、両取引を「カバー取引」という。)を行います。
- カバー取引の成立をこの預金取引開始の停止条件とします。

第7条(譲渡、買入れの禁止)

- この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、買入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- 当行がやむを得ないものと認めて買入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第8条(中途解約)

満期日前の中途解約はできません。当行がやむを得ないものと認め、この預金の中途解約に同意する場合には、中途解約時の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。さらに、第9条に定める約定の不履行による清算金的一切を、解約時点でお客さまにご負担いただきます。

第9条(約定の不履行による損害等の負担)

- 預金者は、満期日までの間、この預金の約定内容の変更はできません。万一、約定が履行されない場合、もしくは約定内容を変更する場合には、約定の解除または約定内容の変更に伴う清算金として、当行が第6条に定めるカバー取引の解除または変更のために

支払う(または想定される)コストを当行にお支払いいただきます

- 前項の清算金(当行がこの預金に関連する反対売買に要するコストを含みますが、それに限られません)の計算方法等について、以下のとおりとします。
 - 当行が上記反対売買に要するコストを計算するものとします。
 - コストを計算する場合、当行がこの預金と同条件の取引を通貨オプション市場において行う場合に適用される為替相場などの市場水準、および計算方法を用いるものとします。
 - 当行は前項により預金者が当行に支払うべき清算金を、当行における預金者名義の資金決済口座およびこの預金から当行所定の方法により引き落とすことができるものとします。この場合、預り金規定、プレステアの預金口座取引一般規約の定めに係わらず、払戻し請求書の提出等による当行に対する支払指図を省略し、また満期日以前でも預金者名義の預金口座から引き落とすことができるものとします。

第9条の2(預入資金不足時の取扱い)

- この預金への預入資金が不足する場合(差押等により預入資金が不足する場合も含まれますが、これに限りません。以下、同じ。)、当行はお客さまに対して、資金決済口座にこの預金の預入のために不足している金額の入金(以下「預入資金不足の解消」という。)を依頼します。
- 預入資金不足の解消が、当行が定めるこの預金の約定時限に間に合わないと当行が判断した場合、あるいは預入資金不足の解消のお客さま意思が確認できない場合、当行は預金者名義の当行預金口座から預入資金不足の解消に必要な金額を引き落とし当該預入資金に充当することができるものとします。この場合、払戻し請求書の提出等による当行に対する支払指図を省略することができるものとします。
- 預入資金不足の解消がされずこの預金が始まらない場合、第9条に従い約定の不履行として取扱いいたします。

第10条(相対通貨への転換特約)

- 別途定める判定日の東京時間午後3時時点の市場実勢が替レートが特約レートと同じか、または預入通貨高・相対通貨安の場合、この預金の満期日に、預入通貨建て元金は特約レートにより相対通貨に転換され、相対通貨建ての金額が入金されるものとします。
- 別途定める判定日の東京時間午後3時時点の市場実勢が替レートが特約レートよりも預入通貨安・相対通貨高になった場合、この預金の満期日に、預入通貨建て元金が入金されるものとします。

第11条(通帳・証書の不発行)

この預金に関し、通帳または証書は発行しません。当行は、この預金の残高について定期的に当行所定の方法により報告します。

第12条(届出事項の変更)

- 印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。届出の遅延により生じた事故については、当行に過失がある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- 印章を失った場合この預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- この預金取引を行う際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行うことがあります。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届出てください。

第13条(印鑑照合)

諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または

署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いました上は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第14条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- この預金は、預金保険法の対象ではありません。満期時に受取通貨が外貨となった場合は、満期以降も預金保険の対象外となります。満期時にこの預金の元本が円となった場合、満期以降は円建て元金部分に限り預金保険の対象となります。なお、預金保険の保護の対象は、1金融機関ごとに1預金者あたり元本1,000万円までとなります。
- この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものと相殺することができます。ただし、信託勘定における債務はこの限りではありません。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定の上、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 第2項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - この預金の利息については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は預入日における通常の外貨定期預金(本預金と同一の期間および金額)の利率を適用するものとします。
 - 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- 第2項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- 第2項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第15条(預金の相殺)

この規定に別途定めるものを除き、預金者または当行が、預金者の当行に対する借入金等の債務とこの預金の債務とを相殺する場合、この預金の元金から第9条に定める清算金を差し引いた金額をもって相殺するものとします。

第16条(通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、預金者の責めに帰すべからざる事由により延着または到達しなかった場合はこの限りではありません。

第17条(準拠法・管轄裁判所)

- この規定の解釈は日本法によって行われるものとし、万一この預金ならびにこの規定に関し紛争が発生したときは、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。
- この預金の取引は、この規定のほか、外国為替および外国貿易法ならびに同法に基づく命令、規則等に従います。また、この預金は、第14条第1項に定める場合を除き預金保険法の対象ではありません。

第18条(変更後の規定の適用)

この規定を変更した場合、変更後に預入れされたこの預金に、変更後の規定が適用されるものとします。また、変更前に預入れされた満期日が未到来の預金にも、変更後の規定が適用されることがあります。

第19条(テレフォンバンキング・サービスおよびファクシミリ・サービス)

預金者がテレフォンバンキング・サービスもしくはファクシミリ・サービスのいずれか一方あるいは両方の申込みを行っている場合には、この規定の定めに加え、テレフォンバンキング・サービス規定もしくはファクシミリ・サービス規定の定めに従うものとします。

第20条(代理人)

代理人による取引を行う場合には、別途、当行所定の代理人届の提出により行うものとします。なお、法令の定めにより、当該代理権は、以下の場合に消滅いたします。

- 本人が死亡した場合
- 代理人の死亡または代理人が破産手続開始の決定もしくは後見開始の審判を受けた場合
- 本人が代理人を解任または変更した場合

第21条(口座開設規定等の適用) <削除>

第22条(リスク説明)

- 預金者は、この預金取引の仕組みおよびリスクについて、当行から詳しい説明を受け、これを了解したうえで、自己の責任と判断においてのみこの預金契約を申し込むものとします。
- 預金者は、個別の預金取引の仕組みおよびリスクについて、個別の取引内容に関する確認をもって確認するものとします。

第23条(規定の変更等)

- この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、預金者への事前の通知により、または店頭表示、ウェブサイトでの表示もしくはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、通知または公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上、為替特約付外貨定期預金規定は、2022年2月21日より適用します。

テレフォンバンキング・サービス規定

このテレフォンバンキング・サービス規定は、預り金口座を資金決済口座とするお客さまがプライベートバンキング専用商品を取引する際のみ適用されます。なお、2022年4月1日以降、お客さまによる預り金口座開設のお申込みはできません。資金決済口座の種類にかかわらず、プレステシアに関する商品・サービスに係る取引をされるお客さまについては、プレステシアの預り金口座取引一般規約(電話による取引等の規定を含みます)に従うものとします。

第1条(定義)

この規定における用語の定義は、次のとおりとします。

1. テレフォンバンキング・サービス

顧客の電話による個別の依頼に基づき、一定の条件が充足されていることを条件として、プライベートバンキング円定期預金及びプライベートバンキング外貨定期預金の申込・継続・解約、外国為替取引、為替特約付円定期預金及び為替特約付外貨定期預金の申込・解約、口座振替による借入金の返済及びその他当行が適当と認められた取引を、顧客のために顧客の計算においてなすことをいいます。

2. 顧客

当行所定の方法によりテレフォンバンキング・サービスの申込みをなし、当行が同サービスを提供する相手方をいいます。

第2条(基本契約の成立)

テレフォンバンキング・サービスの提供に関する基本契約は、当行が申込人による申込みに対して、テレフォンバンキング・サービスを提供する旨の承諾をしたときに成立します。

第3条(テレフォンバンキング・サービスによる取引の際の顧客の特定等)

当行は、テレフォンバンキング・サービスによる取引の依頼があった場合、申込人本人もしくは指定を受けた代理人であることを確認するものとし、かかる確認を完了した時点で、顧客からテレフォンバンキング・サービスによる取引の依頼があったものとして取り扱います。

第4条(取引内容の特定等)

1. テレフォンバンキング・サービスによる取引の内容は、当行が、申込人本人もしくは指定を受けた代理人から、予め当行あてに指定をした電話番号(以下「指定電話番号」という。)の電話により、当行の録音機能のある電話にて当該取引を受付けた時点で確定されるものとします。なお、以下のいずれかに該当する場合には、当行がやむを得ないものと認める場合を除き、当行はテレフォンバンキング・サービスによる取引の依頼を受付いたしません。

- (1) 申込人本人もしくは指定を受けた代理人以外の者からの取引の依頼の場合
- (2) 指定電話番号以外の電話による取引の依頼の場合
- (3) 当行の録音機能のある電話以外の電話あての取引の依頼の場合

2. テレフォンバンキング・サービスによる取引の内容は、自動的に当行の電話レコーダーに記録されます。取引の内容または残高に関して、顧客と当行の間で疑義が生じたときには、当行の電話レコーダーの内容を正当として処理させていただきます。ただし、電話レコーダーが正常に作動していない場合、または録音された音声は明確に聞き取れない場合には、当行がテレフォンバンキング・サービスによる取引の内容に関して作成する注文書に記載されている内容に従った依頼があったものとして処理を行うものとします。

3. 第1項による取引の内容が確定後、当行が当該取引の事務処理に着手することをもって、当行からの顧客に対する承諾がなされたものとみなします。

第5条(取引内容の確認等)

1. 顧客は、テレフォンバンキング・サービスを利用後、当該テレフォンバンキング・サービスによる取引に関する計算書および月次取引明細等により当該取引の内容を照合しなければならず、取引の内容または残高に相違がある場合、直ちにその旨を当行に対し、連絡するものとします。
2. 計算書および月次取引明細等の書類は、発送後通常の期間内に受領されたものとみなします。当行が当該書類を発送後、10日以内に顧客が何らの異議を申立てない場合には、当該顧客は、テレフォンバンキング・サービスによる取引に関して当行が為した処理に対し何ら異議がないものとみなします。

第6条(口座振替依頼の包括扱い)

テレフォンバンキング・サービスによる支払口座からの資金の引落しは、預り金規定・プライベートバンキング円定期預金規定・プライベートバンキング外貨定期預金規定・為替特約付円定期預金規定及び為替特約付外貨定期預金規定にかかわらず、依頼書によらないものとし、当行所定の方法により行うものとします。

第7条(テレフォンバンキング・サービスが行えない場合)

次の各号のいずれかに該当する場合には、テレフォンバンキング・サービスを利用できないものとします。

- (1) 振替金額が振替指定期日において支払指定口座より払い戻すことのできる金額を超えるとき。
- (2) 支払指定口座が解約済のとき。
- (3) 顧客から支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。
- (4) 顧客について支払の停止または破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- (5) 顧客の預金その他の当行に対する債権について仮差押えまたは差押えの命令・通知等があったとき。
- (6) 暴動、騒乱、戦争、国家間の敵対行為、政府の法律、命令または規則、出入港禁止、政府または政府機関による措置、天変地異、暴風、火災、事故、ストライキ、サボタージュ、爆発もしくは当事者の妥当な抑制力を超えるその他の同様なまたは異なった不測の事象が生じ、テレフォンバンキング・サービスを提供しえないとき。

第8条(免責事項)

1. 当行は、当行の責めによらない通信機械、回線、電話などの不通などにより、テレフォンバンキング・サービスの提供が遅延または不能となったことを理由として顧客または第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
2. 当行は、第3条による顧客の確認を適切に行った場合、架電者が顧客本人ではなかったことを理由として顧客または第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
3. 当行は、第5条第1項による照合の結果、取引内容・残高に相違が発見された場合においても、第4条第2項の手続において当行の誤りが確認されない限り、取引受付時に作成した注文書に記載されている内容に基づきその後の事務処理をするものとし、その後の顧客による取引の内容の訂正依頼は、顧客による新たな取引の依頼がなされたものとして取り扱うものとします。当行は、取引受付時に作成した注文書に記載されている内容に基づき行った事務処理を理由として顧客または第三者に生じた損害について、第4条第2項の手続において当行の誤りが確認されない限り、責任を負わないものとします。

第9条(届出事項の変更)

テレフォンバンキング・サービスに関する届出事項内容に変更がある場合には、顧客は当行所定の方法により直ちに届け出るものとします。当行は、届出の遅延により、変更前の届出内容に従って行った事務処理を理由として顧客または第三者に生じた損害について、当行に過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第10条(解約)

顧客は、テレフォンバンキング・サービスに関する基本契約を理由を問わずいつでも当行所定の方法により解約することができるものとします。また顧客が1年以上にわたり、テレフォンバンキング・サービスによる取引を行わない場合、当行は、あらかじめ当該顧客に対して通知したうえ、テレフォンバンキング・サービスの提供を中止することがあります。

第11条(代理人による取引)

当行所定の代理人届を提出している顧客は、代理人を通じて、テレフォンバンキング・サービスの提供を受けることが出来ます。この場合、第3条に従って代理人の本人確認をさせていただきます。

第12条(法人担当者による取引)

法人たる顧客が、テレフォンバンキング・サービスによる取引を希望する場合、当行所定の方法によりサービスを利用する者を届出のものとなります。この場合、第3条に従って当該利用者の本人確認をさせていただきます。

第13条(契約期間)

テレフォンバンキング・サービスの基本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、顧客または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。

第14条(規定の変更等)

1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、顧客への事前の通知により、または店頭表示、ウェブサイトでの表示もしくはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、通知または公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上、テレフォンバンキング・サービス規定は、2022年2月21日より適用します。

ファクシミリ・サービス規定

このファクシミリ・サービスは、プライベートバンキング専用商品の取引を行うお客さまのみご利用いただけます。

第1条(定義)

この規定における用語の定義は、次のとおりとします。

1. ファクシミリ・サービス

顧客のファクシミリによる個別の依頼に基づき、一定の条件が充足されていることを条件として、プライベートバンキング円定期預金及びプライベートバンキング外貨定期預金の申込・継続・解約、外国為替取引、為替特約付円定期預金及び為替特約付外貨定期預金の申込・解約、及びその他当行が適当と認めた取引を、顧客のために顧客の計算においてなすことをいいます。

2. 顧客

当行所定の方法によりファクシミリ・サービスの申込みをなし、当行が同サービスを提供する相手方をいいます。

第2条(基本契約の成立)

ファクシミリ・サービスの提供に関する基本契約は、当行が申込人の手続きによる申込みに対して、ファクシミリ・サービスを提供する旨の承諾をしたときに成立します。

第3条(ファクシミリ・サービスによる取引の際の顧客の特定等)

当行は、ファクシミリ・サービスによる取引の依頼があった場合、申込人であることを確認するものとし、かかる確認を完了した時点で、顧客からファクシミリ・サービスによる取引の依頼があったものとして取り扱います。

第4条(取引内容の特定等)

1. ファクシミリ・サービスによる取引の内容は、当行が、申込人本人もしくは指定を受けた代理人(以下「代理人」という。)から、当行の録音機能のある電話あての電話で当該取引を受け、予め当行あてに指定をしたファクシミリ番号(以下「指定ファクシミリ番号」という。)のファクシミリを通じて指図書を受領した時点で確定されるものとします。なお、指定ファクシミリ番号以外のファクシミリを通じて指図書の送付を行う場合は、前記の当行の録音機能のある電話あての電話時にその旨を連絡していただきます。この場合、当行が必要と判断した場合には、当行より当該ファクシミリを通じて取引の申込みを行った申込人本人あるいは代理人あてに、予め当行に登録されている電話番号(以下「登録電話番号」という。)あてに電話による確認を行い、当該取引を確定するものとします。
2. 前項による取引の内容が確定後、当行が当該取引の事務処理に着手することをもって、当行からの顧客に対する承諾がなされたものとみなします。なお、第三者への送金を依頼された場合、当行より登録電話番号の電話あてに確認のご連絡をさせていただく場合があります。その場合、ご本人確認として、個人情報の確認をさせていただくこととなります。
3. ファクシミリ送信前に本人もしくは代理人より当行の録音機能のある電話あてに電話による通話にて連絡いただき、当行所定のファクシミリを通じて、申込人名もしくは代理人名を明示の上、明瞭な筆跡またはタイプにより作成した指図書に取引印を押印または署名したものを送信していただきます。
4. ファクシミリ送信後、当行が必要と判断した場合、当行の要請に基づいて指図書の原本を当行あてに送付していただきます。

第5条(取引内容の確認等)

1. 顧客は、ファクシミリ・サービスを利用後、当該ファクシミリ・サービスによる取引に関する計算書および月次取引明細等により当該取引

の内容を照合しなければならず、取引の内容または残高に相違がある場合、直ちにその旨を当行に対し、連絡するものとします。

2. 計算書および月次取引明細等の書類は、発送後通常の期間内に受領されたものとみなします。当行が当該書類を発送後、10日以内に顧客が何らの異議を申立てない場合には、当該顧客は、ファクシミリ・サービスによる取引に関して当行が為した処理に対し何ら異議がないものとみなします。

第6条(口座振替依頼の包括扱い)

ファクシミリ・サービスによる支払口座からの資金の引落しは、預り金規定・プライベートバンキング円定期預金規定・プライベートバンキング外貨定期預金規定・為替特約付円定期預金規定・為替特約付外貨定期預金規定及びプレステシアの預金口座取引一般規約にかかわらず、依頼書によらないものとし、当行所定の方法により行うものとします。

第7条(ファクシミリ・サービスが行えない場合)

次の各号のいずれかに該当する場合には、ファクシミリ・サービスを利用できないものとします。

- (1) 振替金額が振替指定期日において支払指定口座より払い戻すことのできる金額を超えるとき。
- (2) 支払指定口座が解約済のとき。
- (3) 顧客から支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。
- (4) 顧客について支払の停止または破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- (5) 顧客の預金その他の当行に対する債権について仮差押えまたは差押えの命令・通知等があったとき。
- (6) 暴動、騒乱、戦争、国家間の敵対行為、政府の法律、命令または規則、出入港禁止、政府または政府機関による措置、天変地異、暴風、火災、事故、ストライキ、サボタージュ、爆発もしくは当事者の妥当な抑制力を超えるその他の同様なまたは異なった不測の事象が生じ、ファクシミリ・サービスを提供しえないとき。

第8条(免責事項)

1. 当行は、当行の責めによらない通信機械、回線、電話などの不通などにより、ファクシミリ・サービスの提供が遅延または不能となったことを理由として顧客または第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
2. 当行は、第3条による顧客の確認を適切に行った場合、ファクシミリ送信者が顧客本人ではなかったことを理由として顧客または第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。
3. 当行は、第5条第1項による照合の結果、取引内容・残高に相違が発見された場合においても、第4条の手続において当行の誤りが確認されない限り、取引受付時に受領した指図書に記載されている内容に基づきその後の事務処理をするものとし、その後の顧客による取引の内容の訂正依頼は、顧客による新たな取引の依頼がなされたものとして取り扱うものとします。当行は、取引受付時に受領した指図書に記載されている内容に基づき行った事務処理を理由として顧客または第三者に生じた損害について、第4条の手続において当行の誤りが確認されない限り、責任を負わないものとします。

第9条(届出事項の変更)

ファクシミリ・サービスに関する届出事項内容に変更がある場合には、顧客は当行所定の方法により直ちに届け出るものとします。当行は、届出の遅延により、変更前の届出内容に従って行った事務処理を理由として顧客または第三者に生じた損害について、当行に過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第10条(解約)

顧客は、ファクシミリ・サービスに関する基本契約を理由を問わずいつでも当行所定の方法により解約することができるものとします。また顧客が1年以上にわたり、ファクシミリ・サービスによる取引を行わない場合、当行は、あらかじめ当該顧客に対して当行所定の方法により通知したうえ、ファクシミリ・サービスの提供を中止することがあります。

第11条(代理人による取引)

当行所定の代理人届を提出している顧客は、当行所定の方法により代理人名を届出ることにより、代理人を通じて、ファクシミリ・サービスの提供を受けることが出来ます。この場合、第3条に従って代理人の本人確認をさせていただきます。

第12条(法人担当者による取引)

法人たる顧客が、ファクシミリ・サービスによる取引を希望する場合、当行所定の方法によりサービスを利用する者を届出るものとします。この場合、第3条に従って当該利用者の本人確認をさせていただきます。

第13条(契約期間)

ファクシミリ・サービスの基本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、顧客または当行から特に申し出の無い限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以後も同様とします。

第14条(規定の変更等)

1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、顧客への事前の通知により、または店頭表示、ウェブサイトでの表示もしくはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、通知または公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上、ファクシミリ・サービス規定は、2022年2月21日より適用します。

預り金口座にかかる振込規定

本規定は、預り金口座にかかる振込について規定したものであり、プレステア口座にかかる振込規定ではありません。なお、2022年4月1日以降、お客さまによる預り金口座開設のお申込みはできません。

第1条(適用範囲)

預り金口座からの振込依頼書による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

第2条(振込の依頼)

- 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。
 - 振込の依頼は当行の営業時間内に受付けます。
 - 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼者の住所・電話番号その他の所定事項を正確に記入してください。
 - 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
- 前項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」という。)をお支払いいただきます。

第3条(振込契約の成立)

振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し預り金口座から払出する方法により振込資金等を受領し、当行が振込手続を行ったときに成立するものとします。

第4条(振込通知の発信)

- 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。
 - 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。
ただし、当行の営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむを得ない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
 - 文書扱いの取扱は、行っておりません。
- 当行の営業時間終了後に振込の依頼を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。

第5条(預り金口座にかかる現金・証券類による振込)

当行は、預り金口座にかかる振込の振込資金等の受入は、当行に開設されている振込依頼人名義の預り金口座から払出する方法によるのみ受入いたします。現金および小切手その他の証券類による振込資金等の受入は、一切いたしません。

第6条(取引内容の照会等)

- 受取人の預り金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに当行に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会する場合があります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第7条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。

第7条(組戻し)

- 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、当行において次の組戻しの手続により取扱います。
 - 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、当行に届出ている署名または印章により署名または記名押印の上、提出してください。
 - 当行は、組戻依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - 組戻された振込資金は、当行に開設されている振込依頼人名義の預り金口座へ入金する方法により返却いたします。現金での返却は、一切行いません。
- 前項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第8条(通知・照会の連絡先)

- 当行がこの取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込みの依頼にあたって記載された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預り金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第9条(手数料・諸費用)

- 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。
- 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、当行所定の手数をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却いたしません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。
- この取引について、特別の依頼により要した諸費用は、別途お支払いいただきます。

第10条(災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等の障害が生じたとき。
- 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

第11条(譲渡、買入れの禁止)

この取引に基づく依頼人の権利は、譲渡、買入することはできません。

第12条(預金規定等の適用)

振込資金等を預り金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定、テレフォンバンキング・サービス規定およびファクシミリ・サービス規定によります。

第13条(規定の変更等)

- この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、顧客への事前の通知により、または店頭表示、ウェブサイトでの表示もしくはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、通知または公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上、預り金口座にかかる振込規定は、2022年2月21日より適用します。

預り金口座にかかる海外送金規定

本規定は、預り金口座にかかる海外送金について規定したものであり、プレステリア口座にかかる海外送金規定ではありません。なお、2022年4月1日以降、お客さまによる預り金口座開設のお申込みはできません。

第1条(適用範囲)

海外送金依頼書による次の各号に定める海外送金取引については、この規定により取扱います。

- (1) 海外向送金依頼
- (2) 国内にある当行または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引
- (3) 外国為替関連法規上の居住者と非居住者、または、非居住者と非居住者との間における国内にある当行または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引
- (4) その他前各号に準ずる取引

第2条(定義)

この規定における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 海外向送金取引
送金依頼人の委託に基づき、当行が行う、送金依頼人の指定する海外にある他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金をすることを委託するために支払指図を、関係銀行に対して発信すること(口座振込)をいう。
- (2) 支払指図
送金依頼人の口座振込の委託に基づき、当行が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいう。
- (3) 支払銀行
口座振込の受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いをおこなう金融機関をいう。
- (4) 関係銀行
支払銀行および送金のために以下のことを行う他の金融機関をいう。
 - (a) 支払指図の仲介
 - (b) 銀行間における送金資金の決済

第3条(送金の依頼)

1. 送金の依頼は、次により取扱います。
 - (1) 送金の依頼は、当行の営業時間内に受け付けます。
 - (2) 送金の依頼にあたっては、当行所定の海外送金依頼書を使用し、送金の種類、支払方法、支払銀行名・店舗名、受取人名、受取人口座番号または受取人の住所・電話番号、送金金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号、関係銀行手数料の負担者区分など当行所定の事項を正確に記入し、署名または記名押印の上、提出してください。
 - (3) 当行は前号により海外送金依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
2. 送金の依頼を受付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。
 - (1) 海外送金依頼書に、送金原因その他所定の事項を記入してください。
 - (2) 許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。
3. 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用(以下「送金資金等」という。)を預り金口座からの振替によりお支払いいただきます。なお、現金および小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

4. 受取人の預金口座の所在する海外の金融機関または送金通貨の外国為替市場が休日の場合は、当該金融機関または当該外国為替市場の翌営業日付での取扱いとなります。

第4条(送金委託契約の成立と解除等)

1. 送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、当行が送金手続きを行ったときに成立するものとします。
2. 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害について当行は責任を負いません。
 - (1) 取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反する場合
 - (2) 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
 - (3) 送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
3. 前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を預り金口座へ入金する方法により返却します。

第5条(支払指図の発信等)

1. 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第2項により解除した場合を除き、送金の依頼内容に基づいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。
2. 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、送金依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。
3. 次の各号のいずれかに該当するときには、当行は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当行は送金依頼人に対してすみやかに通知します。
 - (1) 当行が送金依頼人の指定に従うことが不可能と認めるとき
 - (2) 送金依頼人の指定に従うことによって、送金依頼人に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当行が認めるとき
4. 前2項の取扱いによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第6条(手数料・諸費用)

1. 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
2. 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。
3. この取引について、特別の依頼により要した諸費用は、別途お支払いいただきます。

第7条(送金資金)

送金依頼人は、送金依頼に際し、預り金口座において、予め送金通貨の送金金額を預け入れるものとします。また、預り金口座において送金通貨の送金金額が不足している場合には、予め送金依頼人の指図により送金通貨の通貨に転換した上で、送金通貨の送金金額を預り金口座に預け入れるものとします。

第8条(取引内容の照会等)

1. 送金依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われてい

ない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに当行に照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金依頼人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求めることもあります。

2. 当行が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 当行が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人にすみやかに通知します。この場合、当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに預り金口座への入金する方法により返却しますので、第9条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。

第9条(組戻し)

1. 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、当行において、次の組戻しの手続きにより取扱います。
 - (1) 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、当行に届出ている署名または印章により署名または記名押印の上、提出してください。
 - (2) 当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝達手段により、組戻依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。
 - (3) 組戻しを承諾した関係銀行から当行が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金を預り金口座へ入金する方法により直ちに返却します。
2. 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

第10条(通知・照会の連絡先)

1. 当行がこの取引について送金依頼人に通知・照会をする場合には、当行に届出の住所・電話番号の連絡先とします。
2. 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第11条(災害等による免責)

次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむを得ない事由により生じた損害
- (2) 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- (3) 関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または当行を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- (4) 受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- (5) 送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- (6) 送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害
- (7) その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

第12条(譲渡、買入れの禁止)

この規定による取引に基づく送金依頼人の権利は、譲渡、質入することはできません。

第13条(預金規定等の適用)

送金依頼人が、送金資金等を預金口座から振替えて送金の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定、テレフォンバンキング・サービス規定およびファクシミリ・サービス規定によります。

第14条(法令、規則等に遵守)

この規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うものとします。

第15条(規定の変更等)

1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、顧客への事前の通知により、または店頭表示、ウェブサイトでの表示もしくはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、通知または公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上、預り金口座にかかる海外送金規定は、2022年2月21日より適用します。

株式会社SMBC信託銀行